

多賀区補助金等交付要綱

(令和4年4月1日施行)

大字多賀区補助金（小字）交付要綱

大字多賀区補助金交付要綱（平成23年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 大字多賀区規約第1条および第5条の目的を達成するため、大字多賀区内にある小字（以下「小字」という。）が行う事業対し予算の範囲内において補助することについて定める。

（定義）

第2条 この要綱において補助金とは、別表に掲げる事業に要する経費に対し交付するものをいう。

（補助金の額等）

第3条 補助金の額、補助率および限度額は別表に掲げるものとする。

2 大字多賀区長（以下「区長」という。）は、前項の規定にかかわらず別に定める協議員会に諮り変更することが出来る。

（補助金の交付申請）

第4条 補助を受けようとする小字の総代は、大字多賀区補助金（小字）交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 区長は、前項の規定により申請があったときは、速やかに申請書および添付書類を審査し、必要に応じ現地調査等を行い補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、通知するものとする。

（実績報告）

第6条 小字の総代は事業が完了したときは速やかに実績報告書（別記様式第2号）に必要な書類を添えて、区長へ提出しなければならない。

（補助金の返還）

第7条 区長は前条に規定する実績報告に疑義を認めたときは、協議員会の決議を経て補助金の一部または全額を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、区長が協議員会に諮って定める。

付則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

大字多賀区補助金（小字）交付申請書

令和 年 月 日

大字多賀区
区 長 _____ 様

申 請 者

小 字 名 _____

総 代 名 _____ 印

連 絡 先 _____

大字多賀区の補助金について交付を受けたいので、大字多賀区補助金（小字）交付要綱第4条の規定に基づき下記の通り申請します。

記

事業区分	
事業内容	
総事業費	
補助金申請額	
備 考	

添付書類

1. 総事業費の見積書又は領収書の写し

大字多賀区補助金（小字）実績報告書

令和 年 月 日

大字多賀区
区 長 _____ 様

申 請 者

小 字 名 _____

総 代 名 _____

連 絡 先 _____

交付を受けた大字多賀区の補助金について、事業が完了しましたので大字多賀区補助金（小字）交付要綱第6条の規定に基づき実績を報告します。

記

事業区分	
事業完了日	
総事業費	
交付補助金額	
備 考	

添付書類

1. 総事業費の領収書の写し

大字多賀区補助金（諸団体）交付要綱

大字多賀区補助金交付要綱（平成23年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 大字多賀区規約第1条及び第5条の目的を達成するために、別に定める協議員会で認められた諸団体が行う事業に対し、予算の範囲内で補助することについて定める。

（定義）

第2条 この要綱において補助金とは、別表に掲げる諸団体の事業に要する経費に対し交付するものをいう。

（補助金の額等）

第3条 補助金の額は、別表に掲げるものとする。

2 大字多賀区長（以下「区長」という。）は、前項の規定にかかわらず、協議員会に諮り変更することが出来る。

（補助対象）

第4条 補助金の対象は各団体の活動全般とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助を受けようとする諸団体の長は、大字多賀区補助金（諸団体）交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに申請書および添付書類を審査し必要に応じ現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは補助金の交付を決定し通知するものとする。

（実績報告）

第7条 諸団体の長は、会計年度終了後すみやかに実績報告書（別記様式第2号）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 区長は、前条に規定する実績報告に疑義を認めたときは協議員会の決議を経て、補助金の一部または全額を返還させることが出来る。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は区長が協議員会に諮って定める。

付則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

大字多賀区補助金（諸団体）交付申請書

令和 年 月 日

大字多賀区
区 長 _____ 様

申 請 者

団 体 名 _____

代 表 者 _____ 印

連 絡 先 _____

大字多賀区の補助金について交付を受けたいので、大字多賀区補助金（諸団体）交付要綱第5条の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

収入予算額	
前年度繰越金額	
支出予算額	
補助金申請額	
備 考	

添付書類

1. 前年度事業報告書
2. 前年度収支決算書
3. 今年度事業計画書
4. 今年度収支予算書

大字多賀区補助金（諸団体）交付要綱 特記事項

大字多賀区補助金（諸団体）交付要綱第8条に定める、「補助金の返還について」特に下記事項については「疑義」の対象になるので注意をすること。

1. 疑義の対象

- ① 大規模災害やパンデミック等により、日本国政府または各自治体の長により「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」等またはそれらに順ずる措置がとられ、通年の活動ができず、補助金を使用しなかったとき。
- ② 決算報告で、次年度繰越金額が補助金交付額以上の場合や、不適切な資金移動（定期預金への移動等）や不明瞭な支出等の操作があったとき。
- ③ 今年度事業予算書において、予備費が補助金交付額以上の場合。
- ④ 今年度事業計画書において、通年の事業計画予定がなされていない場合。

2. 疑義を認めたとき

- ① 疑義を認めたとき、証憑書類や預金通帳等の提出を求めます。

大字多賀区補助金（諸団体）実績報告書

令和 年 月 日

大字多賀区
区 長 _____ 様

報 告 者

団 体 名 _____

代 表 者 _____

連 絡 先 _____

交付を受けた大字多賀区の補助金について、事業が完了しましたので大字多賀区補助金（諸団体）交付要綱第7条の規定に基づき、実績を報告します。

記

収入決算額	
支出決算額	
次年度繰越金額	
備 考	

添付書類

1. 事業報告書
2. 収支決算書

特記事項 収支の領収書については提出を求めないが、必要に応じ証憑書類の提示を求めることがあるので、整理・保管願います。

大字多賀区補助金（諸団体）請求書

令和 年 月 日

大字多賀区
区 長 _____ 様

報 告 者

団 体 名 _____

代 表 者 _____

連 絡 先 _____

令和4年6月23日付け、令4年多賀区補助金第5号で交付決定を受けた大字多賀区の補助金について、令和4年6月23日付け文章に基づき、今年度の活動資金が、枯渇しましたので、関係書類を添えて請求します。

記

収入決算額 (仮)	
支出決算額 (仮)	
収支差額 (仮)	
今後の活動内容 及び それに係る事業費	

添付書類
仮事業報告書

大字多賀区負担金および支援金交付要綱

大字多賀区補助金交付要綱（平成23年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 大字多賀区規約第1条および第5条の目的達成のために、別に定める協議員会で認められた諸団体が行う事業に対し、予算の範囲内において負担及び支援することについて定める。

（定義）

第2条 この要綱において負担金および支援金とは下記に掲げる諸団体の経費に対し交付するものをいう。

（負担金の額等）

第3条 負担金交付団体および負担金の額は下記に掲げるものとする

2 大字多賀区長（以下「区長」という。）は前項の規定にかかわらず、協議員会に諮り変更することができる。

団 体 名	負担金額及び積算の基礎	備 考
社会福祉協議会	400戸×1,000円=400,000円	
青少年育成町民会議	400戸×200円=80,000円	
多賀小学校後援会	400戸×500円=200,000円	
多賀中学校後援会	400戸×500円=200,000円	
多賀小学校同窓会	300戸×500円=150,000円	

（支援金の額等）

第4条 支援金交付団体および支援金の額は下記に掲げるものとする。

2 「区長」は、前項の規定にかかわらず、協議員会に諮り変更することができる。

団 体 名	支援金額	備 考
多賀子ども会	150,000円	

（実績報告）

第5条 支援金を受けた団体は、会計年度終了後速やかに実績報告書（別記様式第1号）を区長に提出しなければならない。

（支援金の返還）

第6条 区長は、第4条に規定する実績報告に疑義を認めるときは、協議員会の決議を経て、支援金の一部または全額の返還させることができる。

（その他）

第7条 この規約に定めのない事項は、多賀区規約およびその他の法令に従う。

付則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

[別記様式第1号]

大字多賀区支援金実績報告書

令和 年 月 日

大字多賀区
区 長 _____ 様

報 告 者

団 体 名 _____

代 表 者 _____

連 絡 先 _____

交付を受けた大字多賀区の支援金について、事業が完了しましたので大字多賀区負担金及び支援金交付要綱第4条の規定に基づき、実績を報告します。

記

総事業費	
交付支援金額	
次年度繰越金額	
備 考	

添付書類

1. 事業報告書
2. 収支決算書

特記事項 収支の領収書については提出を求めないが、必要に応じ証憑書類の提示を求めることがあるので、整理・保管願います。

この規定は大字多賀区が、多賀大社に関連する支出を内規として定めたものである。

1. 祭事に係る事柄 (出務に対する補助および手当て)

① 4月古例大祭(馬頭人) 9月古例祭(頭人)

摘要	対 処	備 考
馬頭人	別に定める金額	多賀大社の定めによる
頭人	別に定める金額	多賀大社の定めによる
御使殿	100,000円	
隨身	45,000円	
先頭払武者	25,000円	
氏子総代紋付袴	時価	貸衣装代
乙号神役(春)	261,000円	9,000円×29人
乙号神役(秋)	131,200円	8,200円×16人
倭舞姫(春・秋各1名)	10,000円	5,000円×2人
協力地区へのお祝い	20,000円・酒2升	四手区から招待があった場合

② 6月 御田植祭

摘要	対 処	備 考
奉賛会費	50,000円	500円×100戸

2. 氏子に係る事柄

摘要	対 処	備 考
氏子会	400,000円	500円×400戸

3. その他

摘要	対 処	備 考
万灯祭献灯	一灯750円	希望者のみ申込み

御札	多賀大社 500円 伊勢神宮 1,000円 荒神山神社 700円	希望者のみ申込み
----	--	----------

この規定は大字多賀区規約第42条に従い慶弔見舞いを内規として定めるものである。

1. 弔事に関する事柄

①死亡の場合

摘 要	対 処
各事案の対象は現職者のみとする ① 区長・副区長・会計・協議員 ② 墓地委員長・自警団長・公民館長	香典 10,000円

②多賀区主催行事・事業における事故の見舞金

摘 要	対 処
入院・通院、怪我の大小に係らず	多賀区が加入する保険適応 保険適応外についても多賀 区が、費用弁償をする。 後遺症については適応外